

荒尾市民病院新病院

防炎カーテン・ロールスクリーン・ブラインド

賃貸借契約仕様書

令和5年7月24日

荒尾市民病院

1 件名

荒尾市民病院新病院防炎カーテン・ロールスクリーン・ブラインド
賃貸借契約仕様書 一式

2 設置場所

熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

(新病院：令和 5 年 8 月中旬竣工予定／令和 5 年 10 月に開院予定)

3 病院概要

【開設者】荒尾市長 浅田 敏彦

【病院事業管理者】大嶋 壽海

【院長】勝守 高士

【所在地】熊本県荒尾市荒尾 2600

【許可病床数】274 床（一般 270 床、感染症 4 床）

【診療科目】28 科

内科、小児科、循環器内科、脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、消化器内科、
糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、緩和ケア内科、泌尿器科、皮膚科、放射線治療科、
画像診断・治療科、外科、脳神経外科、産婦人科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科、
リハビリテーション科、救急科、眼科、耳鼻咽喉科、病理診断科、麻酔科、精神科、
老年内科

4 契約期間

令和 5 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、納入時期については発注者の指示に従うこと。

5 契約内容等

(1) 業務内容

- ① カーテン等を貸与し、定期又は臨時の洗濯（消毒・殺菌も含む）、補修等を行うこと。
- ② 汚染及び破損等により使用が困難と認められた設置備品は、清潔なものと交換し、洗濯や補修等を実施すること。
- ③ 院内に予備備品を確保し、不足を生じたときは迅速に供給補充すること。

(2) 設置内容・数量

別紙明細書のとおり。ただし、製作を開始する前に実地測定を行い、現場に即した製品を納品すること。また、明細書には参考型式を記載しており、それらと同等のものと発注者が認める場合は参考型式のもの以外のものでも良い。

6 競争参加資格

- (1) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成 24 年告示第 60 号）第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における役務の提供等のうち、開札時までに『営業品目；賃貸借』において、C 等級（又は B、D 等級）に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) クリーニング工場の管轄保健所より、『クリーニング所開設検査認証確認済証』の交付を受けたクリーニング所を有している者若しくは交付を受けたクリーニング所の使用許可を受けたものであること。
- (4) 各業務における、損害賠償保険等に加入している者とする。
- (5) 受注者はカーテンメンテナンス工場を熊本県内または福岡県内に自社で完備・所有していること。
- (6) 受注者はカーテン縫製工場を自社で所有していること。
- (7) メンテナンス業務に関して、品質マネジメントシステム審査登録制度（ISO）の認証所得を有している者とする。
- (8) 過去 5 年間以内に病床数 200 床以上の病院で 2 年間以上のカーテン・ロールスクリーンなどの賃貸借契約の履行実績があること。

7 設置備品の仕様

(1) 防炎カーテンの生地

① 防炎性

消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた防炎性の生地で、防炎性能試験『イ』ラベルに合格したものを使用すること。またカーテン 1 枚毎に防炎ラベルを縫い付けすること。

② 機能性

- ・防炎カーテンは取付場所・使用目的に適合した機能を有していること。
- ・間仕切カーテンは、明るさを保ち圧迫感を和らげる為、上部をメッシュ形状とし、縫製に関しては生地を横使いにし、下部布地と一体成型であること。
- ・メッシュ部分は、スプリンクラーの散布障害にならないものとし、メッシュ部分の透過率は 60% 以上のものであること。
- ・間仕切カーテンには、静電気の発生を防止する機能を有していること。
- ・間仕切カーテンのフックは、ステンレス製の錆びない物を使用すること。簡単にカーテンから脱落したり、カーテンレールランナーから抜け落ちたりすることがないように縫い付けすること。

③ 生地素材

洗濯後の収縮が少なく美しさを保つウォッシュャブル機能のポリエステル100%素材とすること。

④ 制菌性能

間仕切カーテンは、『MRSA』を始め広範囲の細菌・カビ類の増殖を抑制する性能を備えた生地であるものとする。社団法人繊維評価技術協議会認定の『SEK』ラベルを間仕切カーテン1枚毎に縫い付けすること。

⑤ 遮光性能

遮光カーテンは遮光率99.8%以上のものであること。

⑥ レースカーテン

カーテンはミラーレースとUVカット率が70%以上のものであること。

(2) カーテンメンテナンスの内容

① 防炎カーテンのメンテナンスとして、クリーニング及びクリーニングに伴うカーテンの交換業務、カーテンの補修点検業務を行うこと。

② メンテナンスの品質管理は、品質マネジメントシステム審査登録制度（ISO）に認定されたメンテナンスシステムでのメンテナンスができること。

③ メンテナンスの実施は、年1回の定期メンテナンスを行うこと。

④ 突発的に破損・汚れ等が発生したときには、事前に発注者と受注者との協議の内容により、必要に応じて臨時メンテナンスを行うこと。その際、無償にて臨時メンテナンスを行うこと。

⑤ 定期メンテナンスを行う場合、受注者は発注者に事前に作業工程表を提出し、発注者の承認を得てから実施すること。

⑥ 防炎カーテン交換等の際には、安全且つ迅速で実施し、診療や療養の病院業務に支障を与えてはならない。また、実施作業員は清潔で統一されたユニホームを着用し業務を実施すること。

⑦ メンテナンス終了後、直ちに受注者は発注者に報告し検取等を受けること。

⑧ 感染症等のカーテンクリーニングは、次亜塩素酸ソーダに含浸させ消毒後、クリーニングを行うこと。

⑨ クリーニングは、石鹼洗浄煮沸（60℃以上）で行い、乾燥後80℃以上でプレス仕上げを行うこと。

⑩ クリーニングは、汚れを十分落とし、生地を損傷させぬよう十分注意し洗剤は良質なものを使用すること。

(3) ブラインド仕様について

① 防炎性

消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた防炎性の生地を使用すること。また製品1台毎に防炎ラベルを貼り付けすること。

② 保証期間

発注者による損傷、又は天災・公害を除き無償で保証すること。

- ③ メンテナンスについて
年1回の定期メンテナンスを行うこと。
- (4) ロールスクリーン仕様について
 - ① 防炎性
消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた防炎性の生地を使用すること。また製品1台毎に防炎ラベルを貼り付けすること。
 - ② 保証期間
発注者による損傷、又は天災・公害を除き無償で保証すること。
 - ③ メンテナンスについて
定期メンテナンスは実施しない。
- (5) その他
 - ① 施行前に現場・規格・寸法等と仕様書を確認し、発注者と打合せの上、施行すること。ただし、現在工事が進行中であり、寸法等の変更もある。
 - ② 受注者は発注者から必要な資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ③ 受注者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約終了、解除後も同様とする。

8 提出書類

- (1) 令和4・5年度荒尾市入札等参加資格審査申請書（写し）
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）
- (3) 防炎鑑定書
- (4) クリーニング所開設検査認証確認済証
- (5) 品質マネジメントシステム審査登録（ISO）
- (6) 損害賠償保険証券

ただし以上は、仕様の大要を示すもので詳細については、係員の指示によること。

9 経費の負担区分

契約内容の実施に係る各種経費は受注者の負担とする。

10 受注者の責務

- (1) 守秘義務
受注者は個人情報保護のため、業務上知り得た当院及び患者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、このことは契約解除及び期間満了後においても同様とする。
- (2) 法令の遵守

受注者は、業務を遂行するにあたり関係法令を遵守し、患者サービスに努めなければならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、当院の信用を失墜する行為をしてはならない。

11 損害賠償責任

- (1) 受注者は、その責に帰すべき理由により使用物件及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、受注者の負担により現状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 前項に定める場合のほか受注者は、募集要項に定める業務を履行しないため病院事業に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- (3) 第三者に生じた事項が発注者の責に帰さない事由による場合は、受注者がこれを補償すること。
- (4) 当院利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じて、その内容を当院に報告すること。なお当院は当院の責に帰すことが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。

12 その他

- (1) 契約条件等に違反があった場合は、契約期間にかかわらず、当院が指定する日をもって契約を解除するものとする。また、発注者が業務について指導したにもかかわらず、一向に改善されない場合は契約を解除する場合がある。
- (2) 受注者の事情により契約を解除する時は、原則として新たな受注者が決定するまでの間、業務を継続しなければならない。
- (3) 緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を発注者に提出すること。
- (4) 受注者のスタッフは院内では制服を着用し、名札を着用すること。また、定期的な健康診断の受診、インフルエンザ等予防接種等、発注者の指示に従わなければならない。
- (5) 従事者又はその同居人が、伝染病に罹患した場合及び疑いがある場合、受注責任者は速やかに文書にてその旨を発注者に届けること。
- (6) 施設は善良な意思を持って管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。また、無断で改修、模様替え等を行ってはならない。
- (7) 当院の実施する防災訓練、法今年次点検、施設修繕等に協力すること。
- (8) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定する。